

副本



平成14年(ワ)第19276号, 平成15年(ワ)第6732号

原告 シヤムスリほか8396名

被告 国ほか3名

文書提出命令申立てに対する意見書


平成17年4月28日

東京地方裁判所民事第49部 御中

被告国訴訟代理人


黒澤基弘  代


被告国指定代理人


藤澤裕介 

中道衆矢 


工藤二 

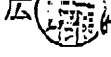
相星幸一  代









中村仁威  代

森和也  代

齋藤敦  代

箕谷  代

和田充広  代

- 北 浦 康 弘 
- 寒 川 富 士 夫 
- 江 原 功 雄 
- 小 玉 広 明 
- 小 野 協 子 
- 石 井 菜 穂 子 
- 斉 内 利 光 
- 大 槻 充 
- 馬 場 将 吉 
- 根 井 寿 規 
- 石 崎 隆 
- 阿 部 康 幸 
- 小 川 潔 
- 佐 分 利 応 貴 
- 柴 谷 昌 宏 
- 関 万 里 

被告国は、原告ら2005年（平成17年）3月10日付け文書提出命令申立書（以下「本件申立書」という。）に係る文書提出命令申立てに対し、以下のとおり意見を述べる。

第1 結論

- 1 「①乙B24号証2枚目及び3枚目に存する墨塗り部分並びに乙B25号証2枚目の「March 12 impounding works for the plant」に続く墨塗り部分及び「the economic cooperation on bonafide basis and」に続く墨塗り部分」（以下「本件墨塗り部分」という。）、「③1997年3月12日以降において本件ダム湛水に関する事項が記載された外務省と在インドネシア日本大使館との間の文書（但し既に提出済みの文書は除く）」（以下「本件大使館文書」という。）及び「④1997年3月12日以降において本件ダム湛水に関する事項が記載された日本政府機関とインドネシア政府機関との間の文書（但し既に提出済みの文書は除く）」（以下「本件政府間文書」という。また、上記①、③及び④を併せて「湛水再開過程文書」という。）については、いずれもこれを取り調べる必要がない上、上記④の文書は被告国において保有しておらず、上記①及び③の各文書は被告国にその提出義務はないから、本件申立てはいずれも却下されるべきである。
- 2 (7)「1991年度、1992年度、1993年度にインドネシアに供与されたセクター・ローン（以下「SPL」という（引用者注：セクター・プログラム・ローンのことであると思料されるので、以下これを前提とする。））のうち、本件プロジェクトの住民移転対策費用に用いられた合計約22億円の用途・明細に関する報告書」、(イ)「これらのローンに関して、外務省と在インドネシア日本大使館との間、日本政府機関とインドネシア政府機関との間（略）でやりとりされた文書」（以下、(7)と(イ)を併せて「SPL関連文書」という。）、(ウ)「1998年1月にJBI Cが承諾した第2期の「地方インフラ整備事業」から、本件プロジェクトの移

転村の一部に簡易水道施設、衛生施設等の諸施設を整備するのに使用された資金の使途・明細に関する報告書」及び(エ)「このローンに関して、外務省と在インドネシア日本大使館との間、日本政府機関とインドネシア政府機関との間(略)でやりとりされた文書」(以下、(ウ)と(エ)を併せて「地方インフラ整備事業(Ⅱ)文書」という。)については、いずれもこれを取り調べる必要がない上、上記(ア)及び(ウ)の各文書は被告国において保有しておらず、上記(イ)及び(エ)は文書の表示及び趣旨が明らかではないから、その提出義務の有無を論ずるまでもなく、本件申立てはいずれも却下されるべきである。

第2 理由

1 湛水再開過程文書について

(1) 主張自体失当であるから取調べの必要がないこと

原告は、湛水再開過程文書によって、日本政府及びJ B I Cが、湛水開始・再開に当たり3条件及びその履行確保のための規定に基づいて注意義務を負っていることを認識してインドネシア政府に対し湛水の中止を申し入れ、湛水再開過程における協議を行っていること、並びに1998年2月ころまでに湛水が再開された経緯が明らかにされ、湛水開始時及び再開時における日本政府及びJ B I Cの注意義務とその違反行為が裏付けられると主張する(本件申立書3ページ)。

しかしながら、これまで被告国が繰り返し主張しているとおり(被告国第5準備書面及び第8準備書面各6ページ以下)、そもそも被告国は、原告ら住民との関係で「非自発的移住に対する注意義務」及び「3条件に基づく注意義務」を負担していない。また、被告国は、原告ら住民との関係で、湛水開始について何らかの働きかけをする義務はなく、湛水に関して原告らのために調査を行うべき義務もない(被告国第9準備書面3ページ)。

そうだとすれば、日本政府が注意義務を負っていることを認識してイン

ドネシア政府に対し湛水の中止を申し入れ、湛水再開過程における協議を行ったとの原告らの主張は、その前提において明らかに誤っている。

以上のとおり、そもそも湛水再開に関する具体的状況がどのようなものであっても、被告国が原告ら住民に対して国家賠償責任を負う余地はないから、これを明らかにする必要はない。

以上のとおり、原告らの上記主張は、いずれもそれ自体失当であって、そもそも立証しても意味がないものである。したがって、本件墨塗り部分、本件大使館文書及び本件政府間文書は、いずれも被告国の法的責任を基礎づける文書とはなり得ず、これを証拠として取り調べる必要はない。

(2) 被告国が本件政府間文書を保有していないこと

湛水再開過程文書のうち本件政府間文書について、被告国はそのような文書を保有していない。

よって、本件政府間文書については、文書提出義務の前提を欠く。

(3) 文書提出義務がないこと

ア 本件墨塗り部分が民事訴訟法220条1号の引用文書に当たらないこと

原告らは、本件墨塗り部分について、被告国第6準備書面34、35ページにおいて、被告国が自ら書証として提出し、引用していると主張する（本件申立書3ページ）。

しかしながら、文書の一部を書証として提出した場合、その残部を引用したとはいえないから、当該文書の残部は、引用文書に当たらない（門口正人編・民事証拠法大系第4巻103ページ）。被告国は、被告国第6準備書面において本件墨塗り部分を引用したことはなく、乙B第24号証及び乙B第25号証の開示部分を引用したにとどまるもので、原告らの上記主張は失当である。

イ 本件大使館文書が民事訴訟法220条4号の除外文書であること

原告らは、被告国がコタパンジャンダムに関する公電及び決裁書（甲

B第18号証)を情報公開手続で公開したことや本件訴訟でも電信及びFAX公信(乙B第24ないし26号証)を書証として提出していることから、本件大使館文書についても公務上の秘密や職務上の秘密は存せず、民事訴訟法220条4号に定める除外事由に該当しないと主張する(本件申立書3ページ)。

しかしながら、被告国が保有する本件大使館文書に記載された情報は、公とすることを前提としないでその情報入手元から情報提供者に対して提供されたものである。こうした情報を公にすることは、情報入手元的意思に反するのみならず、これまでの両者の相互信頼関係を損なわせるおそれがある。そうであれば、被告国の政府開発援助業務ないしその一環として行われる円借款業務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるといわなければならない。また、被告国がその他の電報を書証として提出したことは、上記の結論を左右しない。

よって、本件大使館文書は、民事訴訟法220条4号ロに該当するもので、原告らの上記主張は失当である。

(4) 不提出文書の特定について

文書提出命令の申立てを行うためには、申立人において文書の表示及び趣旨を「明らかにしなければならない」ところ(民事訴訟法221条1項1号、2号)、原告らは、本件大使館文書についても文書の表示及び趣旨を記載しながら(本件申立書2、3ページ)、文書の表示及び趣旨を明らかにすることが著しく困難であるとして、同法222条1項に基づき、本件大使館文書につき、その特定を求めている(本件申立書3ページ)。

しかしながら、前記(1)のとおり、本件大使館文書については、その前提となる原告らの主張がそれ自体失当で、いずれも証拠調べの必要性がないことが明らかであるから、「文書提出命令の申立てに理由がないことが明らかな場合」(同条2項)に当たるもので、こうした点からも、被告国におい

て文書を特定する必要はない。

なお、本件大使館文書については、本件申立書第1の1及び2にある文書の表示及び趣旨の記載によっても、その特定に欠くところがあるとは思われない。

2 SPL関連文書及び地方インフラ整備事業（Ⅱ）文書について

(1) 本件申立ての内容

原告らは、本件プロジェクトによる住民移転について、日本国及びJBICが「非自発的移住に対する注意義務」を負っていることを基礎づける事実等を証するため、被告国に対し、SPL関連文書として、(ア)1991年度、1992年度及び1993年度にインドネシアに供与されたSPLのうち、本件プロジェクトの住民移転対策費用に用いられた合計約22億円の使途・明細に関する報告書、(イ)これらのローンに関して、外務省と在インドネシア日本大使館との間及び日本政府機関とインドネシア政府機関との間でそれぞれやりとりされた文書の提出を求め、地方インフラ整備事業（Ⅱ）文書として、(ウ)1998年1月にJBICが承諾した第2期の「地方インフラ整備事業」から、本件プロジェクトの移転村の一部に簡易水道施設、衛生施設等の諸施設を整備するのに使用された資金の使途・明細に関する報告書、(エ)同事業に関して、外務省と在インドネシア日本大使館との間及び日本政府機関とインドネシア政府機関との間でそれぞれやりとりされた文書の提出を求めている（本件申立書4、5ページ）。

(2) 主張自体失当であるから取調べの必要がないこと

原告らは、その主張の趣旨は判然としないが、SPLや地方インフラ整備事業（Ⅱ）といった円借款が、本件プロジェクトによる住民移転対策のために供与されたから、本件プロジェクトによる住民移転等についても日本政府及びJBICがSPL等によって直接関与している事実等が判明し、これによって原告らが主張する日本政府及びJBICが「非自発的移住に

対する注意義務」を負っていることを基礎付けることができると主張するようである（本件申立書5ページ）。

しかしながら、上記1.(1)のとおり、そもそも被告国は、原告ら住民との関係で「非自発的移住に対する注意義務」を負担していないのであるから、これを基礎付ける事実を立証する必要は全くない。

したがって、SPL関連文書及び地方インフラ整備事業(Ⅱ)文書は、いずれも被告国の法的責任を基礎付ける文書とはなり得ず、これを証拠として取り調べる必要はない。

(3) 被告国が上記(ア)及び(イ)の文書を保有していないこと

そもそもSPL関連文書のうちの(ア)1991年度、1992年度及び1993年度にインドネシアに供与されたSPLに係る見返り資金（現地通貨）のうち、本件プロジェクトの住民移転対策費用に用いられた合計約22億円の用途・明細に関する報告書及び地方インフラ整備事業(Ⅱ)文書のうちの(イ)1998年1月にJBICが承諾した第2期の「地方インフラ整備事業」から、本件プロジェクトの移転村の一部に簡易水道施設、衛生施設等の諸施設を整備するのに使用された資金の用途・明細に関する報告書について、被告国はそのような文書を保有していない。

よって、上記(ア)及び(イ)の文書については、文書提出義務の前提を欠く。

(4) 上記(イ)及び(エ)にある文書の表示及び趣旨では文書の特定として不十分であること

原告らは、被告国に対し、(イ)1991年度から1993年度にかけてインドネシアに供与されたSPLに関し、外務省と在インドネシア日本大使館との間及び日本政府機関とインドネシア政府機関との間でそれぞれやりとりされた文書、(エ)地方インフラ整備事業(Ⅱ)に関し、外務省と在インドネシア日本大使館との間及び日本政府機関とインドネシア政府機関との間でそれぞれやりとりされた文書の提出を求めている（本件申立書4ページ）。

ここで、1991年度から1993年度にかけて被告国がインドネシア政府に対して供与したSPLとは、円借款の一形態であり、国際収支支援を目的として、援助国から一般物資の輸入決済のために必要な資金を貸し付けたものである。その過程で発生し、インドネシア政府の国家予算に組み込まれる見返り資金（現地通貨であるルピア建て）は、被告国とインドネシア政府との合意に基づき、居住環境、社会福祉を含む8、9のセクターにおける経済社会開発や貧困改善等の事業に使用されたものである（甲B第44号証、乙B第27号証の1ないし3）。また、地方インフラ整備事業（II）とは、1997年度に日本政府が円借款を供与した事業であり、ジャワ及びバリ島を除く全インドネシアの潜在成長能力が高い村落に対して、道路・上水道などのインフラ整備を行うものである（乙B第28号証）。

そうすると、上記SPL及び地方インフラ整備事業（II）は、いずれもインドネシア国内の極めて広汎な開発事業、インフラ整備に対して供与される目的を有しているものであるから、上記（イ）及び（エ）の程度の文書の表示及び趣旨では文書の特定がされているとは言い難い。

以上のとおり、上記（イ）及び（エ）については、文書を特定するための情報が明らかにされているということとはできず、文書の表示及び趣旨を明らかにして行わなければならないとの文書提出命令申立ての要件（民事訴訟法221条1項1号、2号）を欠く。

(5) 上記（イ）及び（エ）の特定手続について

SPL及び地方インフラ整備事業（II）の内容が前記（4）のとおりであることに照らすと、上記（イ）及び（エ）にかかる本件申立書の表示及び趣旨の記載は、文書の作成時期・目的・性質・内容等が全く示されていないから、証明すべき事実との関係で必要性を判断したり、提出義務の存否を審査するのに必要な情報が全く含まれていないもので、被告国において「その申立てに係る文書を識別することができる事項」（民事訴訟法222条1項）

が明らかにされていないというべきである。

よって、文書の特定のための手続を求める前提を欠いている。

3 結論

以上によれば、原告らの本件申立ては、いずれも理由がないから、速やかに却下されるべきである。